行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料に関する規程

目　次

第１条　目的
第２条　手数料
第３条　手数料の納付方法
第４条　手数料の収受方法等
第５条　手数料が未納の場合
第６条　手数料が不足の場合
第７条　手数料が過納の場合
第８条　既納手数料の取扱い
第９条　送料
第１０条　本規程の管理部署
附則

（目的）

第１条　この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報について、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現するため適正かつ効果的な活用を行う目的で、匿名加工情報の提供を受けようとする者が、法第１１５条に基づき、機構と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、法第１１９条第１項に基づき納める手数料について必要な事項を定めることを目的とする。

（手数料）

第２条　行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する提案をし、機構と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、法第１１９条第５項に定める納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、１件につき２１，０００円とし、次の各号の金額を加算する。

一　行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間１時間までごとに３，９５０円

二　法第８６条第１項において準用する独立行政法人等情報公開法第１４条第１項又は第２項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第１項に規定する第三者一人につき２１０円を加算する（当該機会を与える場合に限る。）。

三　行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

四　行政機関等匿名加工情報の提供を受ける者が行政機関等匿名加工情報を記録した媒体の送付を求める場合には、当該送付に要する費用

２　法第１１８条により、作成された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する提案をし、機構と契約を締結した者（以下「契約者」という。）が同じ個人情報ファイル簿から得られる行政機関等匿名加工情報について契約を締結する場合に納付しなければならない手数料の額は、１件につき１２，６００円とする。

（手数料の納付方法）

第３条　手数料の納付の方法は、原則、銀行振込による納付とし、やむを得ない場合に限り、現金による納付も可能とする。現金書留又は収入印紙による納付は認められない。

（手数料の収受方法等）

第４条　手数料の収受等は、機構と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書を締結後、現金を収受する方法又は銀行振込により納付されたことが確認できる書類の確認により行う。

２　銀行振込により納付される場合には、財務・会計課が入金を確認、入金伝票を作成し、入金日ごとに窓口担当者に通知する。

３　窓口担当者は、現金を収受した時に領収書を発行する。

（手数料が未納の場合）

第５条　手数料の納付がない場合には、契約者に連絡を取り、行政機関等匿名情報の交付又は送付を行わず、所要の手数料額を納付する等の手続を求めるものとする。

（手数料が不足の場合）

第６条　手数料の納付の額が不足している場合には、前条と同様の手続により、契約者に連絡をとり、不足額を追納するよう求めるものとする。

（手数料が過納の場合）

第７条　手数料の納付において過納が生じた場合には審査手続を開始した上で、後に還付事務手続を取ることとする。

（既納手数料の取扱い）

第８条　正当な手続により既に納付された手数料については､前条の過納の場合を除き､いかなる場合にも返還しない。

（送料）

第９条　契約に基づき行政機関等匿名情報の提供を受ける者が行政機関等匿名加工情報を記録した媒体の送付を求める場合には、当該送付に要する費用（以下「送料」という。）に相当する郵便切手（郵送の場合に限る。以下同じ。）を求めるものとする。

２　窓口担当者は、行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体の送付を行う場合には、送料に相当する郵便切手を受領した上で、行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体を送付するものとする。

３　郵便切手の受領が確認できない場合には、契約者に連絡し、送料に相当する郵便切手の送付を求めることとする。この場合において、送料に相当する郵便切手が送付されない限り、行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体を送付しないものとする。

４　送付された郵便切手に不足がある場合には、前項と同様に不足の郵便切手を求めることとする。この場合において、不足の郵便切手が送付されない限り、行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体を送付しないものとする。

５　送付された郵便切手が送料よりも高い場合には、送付されてきた切手が複数枚で、かつ行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体の送料に相当する分に郵便切手を分離できる場合には分離し、余った郵便切手は行政機関等匿名加工情報が記録されている記録媒体を送付する際に返還することとし、分離が不可能である場合には分離せずに使用することとする。

６　開示請求者からの要請により、郵送以外の方法で法人文書の写しの送付を行う場合は、前項の取り扱いに準じる額を現金で受領した上で、対象法人文書の写しを送付等することとする。その他現金が不足もしくは過納であった場合の扱いについては、前４項もしくは５項の取扱に準じるものとする。

（本規程の管理部署）

第１０条　本規程の管理部署は、経営企画部総務課情報公開・個人情報保護相談室とする。

附　則

この規程は、平成２９年５月３０日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年１２月３日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。